

# インボイス制度説明会のご案内

## 令和3年10月1日登録受付開始！！

令和5年10月1日から、現在の区分記載請求書等保存方式から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

### ● 説明会の主な内容

- ・インボイス制度の概要
- ・売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点
- ・登録申請の方法等

**参加無料**  
**要事前予約**

### ● 説明会の日程

(注) 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

日 時	開 催 場 所	定 員	お 問 合 せ 先
9月29日（水） 10時00分～11時00分	下田税務署 下田市六丁目3番26号	15名	下田税務署 法人課税部門 ☎0558-22-0863（直通）
9月の説明会は、緊急事態宣言発令中のため中止させていただきます。			
10月22日（金） 14時00分～15時00分	下田税務署 下田市六丁目3番26号	15名	下田税務署 法人課税部門 ☎0558-22-0863（直通）
11月29日（月） 10時00分～11時00分	下田税務署 下田市六丁目3番26号	15名	下田税務署 法人課税部門 ☎0558-22-0863（直通）
12月21日（火） 14時00分～15時00分	下田税務署 下田市六丁目3番26号	15名	下田税務署 法人課税部門 ☎0558-22-0863（直通）

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前にお問合せ先まで申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードからサイトへ

